

別紙

諮問第1417号

答 申

1 審査会の結論

本件一部開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「〇〇（東京都知事免許（〇）第〇号）につき、宅地建物取引業法第4条（免許の申請）、第5条（免許の基準）、第6条（免許証の交付）、第7条（免許換えの場合における従前の免許の効力）、第8条（宅地建物取引業者名簿）、第9条（変更の届出）又は第10条（宅地建物取引業者名簿等の閲覧）に係る文書全て」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都知事が令和元年9月17日付けで行った本件一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関は、本件開示請求に対し、〇〇（免許証番号：東京都知事（〇）第〇号）に係る平成〇年〇月〇日受付第〇号の宅地建物取引業者免許申請書及び平成〇年〇月〇日受付第〇号の宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書（以下併せて「本件対象公文書」という。）を特定し、条例7条4号に該当する部分を非開示とする本件一部開示決定を行ったものである。

4 審査会の判断

（1）審議の経過

本件審査請求については、令和元年12月9日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和2年7月17日に実施機関から理由説明書を收受し、令和3年9月16日（第220回第一部会）に審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書及び反論書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 本件一部開示決定について

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）3条1項は、宅地建物取引業を営もうとする者が二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する場合は国土交通大臣の、一の都道府県の区域内にのみ事務所を設置する場合は都道府県知事の免許を受けなければならない旨を規定し、同法4条は免許の申請について、同法5条は免許の基準について、同法6条は免許証の交付について、同法7条は免許換えの場合における従前の免許の効力について、それぞれ規定している。また、同法8条は、国土交通省及び都道府県にそれぞれ宅地建物取引業者名簿（以下単に「名簿」という。）を備えること及び名簿の登載事項について規定し、同法9条は名簿の登載事項に変更があった場合の届出について、同法10条は名簿等の閲覧について、それぞれ規定している。

実施機関は、同法10条の規定に基づき、宅地建物取引業者ごとの免許申請書、名簿登載事項変更届出書等のファイルを閲覧に供しており、本件開示請求のうち、同法4条、9条及び10条に係る部分について本件対象公文書を特定し、このうち印影（以下「本件非開示部分」という。）について、条例7条4号に該当することを理由として非開示とする本件一部開示決定を行った。

なお、実施機関は本件開示請求に対し、別途開示決定等を行ったことが認められるが、審査請求人は本件一部開示決定のみ審査請求の対象としていることから、審査会は、本件一部開示決定における本件非開示部分の非開示妥当性について判断する。

イ 本件非開示部分の非開示妥当性について

審査会が見分したところ、本件非開示部分は、いずれも本件対象公文書中の各文書の作成者の印影であると認められた。我が国においては一般に、意思表示は署名又は記名と併せて押印することによりなされるものであることから、印章は大切に保管・使用され、みだりに他人に渡したり使用させたりするものではないため、文書の作成名義人の印章が押されていれば、それは当該作成名義人の意思に基づいて押印された

ものと推定することができるとの経験則が存在する。このことから、印影はそれを用いる表意者にとって重要なものであって、何人に対しても明らかにすることを予定しない情報であるところ、これを公にすることとなると、印影を基に印章を作成することも可能であることから、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が判断することには合理性があると認められる。

したがって、本件非開示部分は、公にすることにより、犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報であると認められることから、条例7条4号に該当し、非開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書等において種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、安藤 広人、塩入 みほも、中村 晶子